2008年（平成20年）4月14日 月曜日発行（月4回）第2382号
定価年額18,900円（消費税・送料共）
郵便振替口座 00140-2-71762

週刊 福祉新聞

発行所 株式会社 福祉新聞社
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-17
虎の門センタービル6階
電話 (03)3581-0431
FAX (03)3581-0433
www.fukushishimbun.co.jp
昭和30年5月27日第三種郵便物認可

障害者の労働・雇用

職場での合理的配慮など議論

権利条約批准に向け

厚労省、研究会を発足

障害者権利条約を批准するために必要な国内法制度の整備を検討するため、厚生労働省は2日、「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」（座長＝今野浩一郎・学習院大教授）を発足させた。条約の規定の中でも特に「職場における合理的配慮の提供」はこれまで日本になかった考え方のため、早急に整理が必要と労働政策審議会でも指摘されていた。

研究会は、厚労省の職業安定局高齢・障害者雇用対策部長が学識経験者や障害者団体の代表、労使の関係者を集めて開催するもの。

条約を批准するには政府として国内法制度を整備しておく必要があるため、岡崎淳一部長は「現行の法制は条約のような差別禁止型の仕組みにはなっておらず、どのような対応が良いのか整理が必要。この研究会では労働と雇用に絞った検討をお願いしたい」としている。

研究会での主な議題は、合理的配慮の在り方や障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮との関係について整理することとなる。

条約は第27条「労働及び雇用」で▽あらゆる形態の雇用にかかるすべての事項（募集、採用条件、好進など）に関する差別の禁止▽公正・良好な労働条件、安全・健康的な作業条件、苦情に対する救済についての権利保護▽職場における合理的配慮の提供―を締約国に求めている。

また、第3条「定義」では「合理的配慮の否定も差別に含む」とされている。

このため、条約の批准に向けて国内法制度を整備するには、まず「合理的配慮とはどのような措置か」「国内法制に組み込むにはどのような課題があるか」「障害を理由とした差別とは何か」といった論点の整理が求められる。

日本には障害者差別を禁止する法律がなく、合理的配慮という概念も持っていないため、研究会では今後、アメリカやドイツ、フランスなど諸外国の状況も参考にしながら議論する方針だ。

一方、条約のいう「あらゆる形態の雇用」が指す範囲が日本においてはあいまいな面も浮かび上がった。授産施設や作業所など、いわゆる「福祉的就労」に関してどう議論されるかにも関心は寄せられており、同日の会合では「厚労省として議論すべき」（笹川吉彦・日本盲人会連合会長）との意見があった。

しかし厚労省は「その指摘は、ひじょう第28条（生活水準と社会保障）で議論することとは思う。議論を制約するつもりはないが、研究会では第27条に絞った議論をお願いしたい」との姿勢を見せた。

今後、月1回程度のペースで会合は開かれるが、まとめの時期は未定。

障害者権利条約 5月発効へ

障害者権利条約を批准した国が3日に20カ国を超え、1カ月後の5月3日に発効することになった。3月末時点では批准したのは18カ国だったが、4月に入って2日にチュニジアが、3日にエクアドルが相次いで批准。条約が効力を発生するために必要な20カ国の批准を満たした。

これを受け国連では、発効後6カ月以内に締約国会議が開かれ、国際的なモニタリングのための「障害者の権利委員会」が発足する。

一方、日本政府は昨年9月28日、条約の趣旨に賛同する署名を国連本部で行ったが、国内法制度の整備がまだできていないため、いつごろ批准するかの見通しは付いていない。

なお、批准とは条約に拘束される国が正式に宣言する行為。批准すると条約は憲法と一般の法律の間に位置付けられ、条約と国内法制度との間に整合性が取れていなければならない。

生活保護の通院移送費

厚労省、運営要領を改正

支給は原則緊急時に限定

厚生労働省は1日、生活保護法の医療扶助運営要領を改正し、社会・援護局長通知を各自治体に出した。生活保護受給者が医療機関を受診する際にかかる通院移送費の支給は、原則として災害現場から搬送する場合など緊急時に限定したが、身体に障害がある人など例外的に支給を認める考えも示した。厚労省は6月30日までに順次新基準に改めるよう求めている。

これまで生活保護受給者の通院移送費は「必要な最小限度の額」として支給していた。しかし、多額の不正受給事件が起きたことや、自治体によって給付基準が統一されていなかったことから、厚労省は移送費の支給基準をより明確化した。

移送費の給付は今後、原則として国民健康保険の移送費の支給基準と同様に①負傷して災害現場などから医療機関に搬送する②最寄りなどで疾病にかかり、必要な医療が受けられる最寄りの医療機関に搬送する③移動困難な患者が医師の指示で緊急転院する④移植手術を行うため医師を派遣する―時などに限定する。

ただし、例外的給付として①身体障害などで電車やバスの利用が困難である②へき地に住んでいるため最寄りの医療機関に電車やバスで受診しても交通費の負担が高額になる③命令で検診を受ける④医師の往診に交通費が必要になる―場合は支給を認める。

例外的給付では、原則として通院する医療機関は福祉事務所管内とする。しかし、厚労省は4日の保護課長による事務連絡で、疾病の状態でやむをえないと認められたり、各区域の境界付近に居住していて管外医療機関の方が近距離である場合は、管外の医療機関への通院を認める見解を示した。

さらに同日付の保護課長通知で、移送費支給の審査手続きについてフローチャートを用いて説明し、福祉事務所が移送費支給の必要性について徹底的に確認するよう求めた。また、タクシーを利用する際は金額が高額ではないか確認するとともに、領収書がなければ給付対象としないよう求めた。

なお、係長事務連絡では、今回の改正に関するQ&Aも掲載。一律に移送費の支給を認めないという厚労省の方針は、厚労省の社会・援護局長会議で説明した。

■厚労省方針

2008年度の移送費支給基準は、厚労省の社会・援護局長会議で説明した。

働きに地方自治体からの問い合わせが上がっている。東京都や高

住意を呼びか

ハビリテーション及びリハビリテーション（第26条）が示す条約の真髄とは。